

(台湾) 新型コロナウイルス流行と対応の状況について

台湾では、感染防止策が功を奏し、引き続き域内感染は発生しておらず、落ち着いた状態が続いています。

・感染者・死亡者速報通知(2021 年 3 月 31 日付)

【入境制限の一部緩和】

2 月に発表された出張目的の台湾渡航に関して改めて

- ① 旅券及びその写し 1 通：残存期限 6 ヶ月以上
- ② 一般ビザ申請書 1 通：本人の旅券と同じ署名が必要

◎ 専用ウェブサイト

(<https://visawebapp.boca.gov.tw> → General Visa Applications) にてオンライン登録し、PDF 形式のビザ申請書(一式二枚)をプリントアウト後、署名欄にパスポートの署名と同じ署名をし、必要な書類を添付して窓口へ提出。

- ③ 証明写真 2 枚 (3.5cm x 4.5cm、申請日前 6 ヶ月以内撮影)

- ④ 商務証明書類 (以下 A、B いずれかを用意)

A 労働許可書 (労働部函)

B 以下 1 ～ 4 の資料を準備

- 1 勤務している日本の会社の印鑑証明書コピー
- 2 勤務している日本の会社が発行した在职証明書と出張証明書原本 (印鑑証明書と同様の印を押したもの、発行日から 3 ヶ月以内)
- 3 台湾經濟部発行の台湾側の会社登記表コピー
- 4 台湾側の会社が発行した招聘状や契約履行説明書原本 (会社登記表と同様の印を押したもの、発行日から 3 ヶ月以内)

お住まいが東京の場合台北駐日経済文化代表処での手続きとなりますが、窓口申請には事前予約が必要です。また従来通り渡航 3 営業日以内の PCR 検査や事前の「入境検疫系統」への登録が必要です。加えて入境 14 日間は行動の記録や、不特定多数との接触は禁止され、また 14 日経過後のさらに 7 日間は自主管理が求められます。

渡航の準備にあたって代表処での手続き日の予約や隔離ホテルの確保がスケジュールのネックになってきますので、日程に余裕を持った準備を行ってください。





【ノービザ滞在の再延長措置について】

3月12日内政部移民署は2020年3月21日以前に台湾に合法的に入国し、滞在期間が180日を超える場合は、30日間の滞在期間延長（9回目）を発表しました。延長には特段の手続きは不要であり、自動で延長されます。これにより既に台湾にいながら本来の滞在期間が過ぎてしまっていた外国人は、引き続き台湾滞在が可能です。ノービザ延長措置で滞在している日本人は自身がいつまで滞在可能か再度確認することをお勧めします。

フェアコンサルティング台湾
(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區民生東路3段128號7樓之1 保富金融大樓
電話：+886-2-2717-0318
担当：坂下 (SAKASHITA)
yu.sakashita@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。